

質 問 回 答 書

No.	質 問	回 答
1	<p>(第1号様式) 安全管理措置報告書</p> <p>横浜市の他の事業への応募時に既に提出している場合は再提出不要と理解しておりましたが、今回改めて提出が必要でしょうか。必要な場合の提出期限についてご教示下さい。</p>	<p>他事業で安全管理報告書を提出している場合は、改めて提出する必要はございません。</p> <p>ただし、提出した報告書が令和5年度契約に対するのものであれば、安全管理措置報告書は年度ごとに提出が必要となりますので、改めて提出が必要となります。</p> <p>その際の提出期限につきましては、令和6年3月中にご提出ください。</p>
2	<p>(第2号様式) 研修実施報告書・誓約書</p> <p>仕様書の、11 受託者の責任及び情報の管理 (2) に「個人情報取扱特記事項」の第10条については適用しないものとする。と記載されていますが、今回の入札時に(第2号様式)の提出が必要なのでしょうか。事業に従事するスタッフが確定するのは検査事業開始の1-2か月前と考えておりましたが、研修の実施報告が必要な場合その期限についてご教示ください。</p>	<p>仕様書に記載の通り、「個人情報取扱特記事項」第10条については適応しないため、本事業受託にあたり、研修実施報告書・誓約書(第2号様式)の提出は必要ございません。</p>